

医療福祉拠点としての県庁周辺地域の利活用方針

○ 医療福祉拠点が備えるべき2つの機能

(1) 在宅医療福祉を推進するための医療福祉センター機能

- ① 多様な医療福祉専門職が集う連携強化・人材育成機能
- ② 住民との双方向性を備えた情報発信・交流機能
- ③ 災害対策における多職種間連携機能
- ④ 多団体が集約した事務所機能
- ⑤ 健康危機管理事案発生時の司令塔機能

(2) 医療福祉関係の人材養成機能

- ① 医療福祉専門職の養成機能
医療福祉専門職(リハビリ専門職・看護職・歯科衛生士等)の養成を行う機関の設置
- ② 医療福祉専門職の復職支援機能
出産・子育て等で離職した後、復職を目指す医療福祉専門職に向けた学びの場の提供
- ③ 県民、関係団体向けの学習、情報発信、交流機能
県民の医療福祉の向上を目的とした県民や関係団体向けの公開講座や情報提供、交流の場の提供

○ 利活用の具体的方針

(1) 対象区域とその活用方針

- ① 県庁別館・第二別館 → 更地の状態で引き渡す。
- ② 旧体育文化館 → 更地の状態で引き渡す。
- ③ 滋賀県教育会館 → 上記二区域と一体のものとして活用する前提で調整を進める。

(2) 事業方式 賃貸借方式

(3) 活用事業者の選定方法 県直執行および公募型プロポーザル方式

(4) 土地の利用条件

- ① 医療福祉センター機能を有する事業 ② リハビリ専門職・看護職・歯科衛生士、その他の人材養成機能を有する事業
- ③ 新たに人を集め平日昼間や休日の人通りを増加させる事業
- ④ 県庁や周辺の公共空間に配慮した事業
- ⑤ 駅・県庁周辺エリアの在勤者・在住者・利用者等の利便性を高める事業

